

保育所の當面せる諸問題について

東京市日暮里櫻楓會託兒所 丸 山 千 代

○給 食 問 題

大正十二年の震災後急にその數を増した保育所は現今は都下丈けにも九十餘ヶ所あります。東京府社會事業協会内に保育分科會として聯合の會合を持つて居ります。此間其の幹事の一三が集まつた時に、保育所の焦眉の問題は何

させうと尋ねますと、それは先づ子供に食べさせることで

させうとといふ事に一致しました。數多くの保育所の内には周

の問題は一二の有志家や一ヶの團體の上に負ふべきものでなくして、社會全體、國家的に負はさるべきものであると考へます。殊に十年二十年前と違つて私設社會事業は有志の寄附を受くる事は此數年斷然減少してまゐりました。そして一方催物を開きましてもまた、女學校、幼稚園何々と次第に其數の一般的に多くなりました丈けに思ふほどの収益を納める事は困難となりました。此様に私設社會事業は其

中の困難が廣い區域に渡つて居りますところから見て、何れの保育所を問はず、そこに集まる子供の家庭の米糧の

一般會計を保ち得る事さへ困難となりましたので、私設社會事業聯盟に於て其打開策を講じてはあります、さしそまる此冬の給食を如何になすべきかであります。小學校に於て一食四錢の見積りで方策いたしてくれましたが、保育所では前記の社會事業協會の努力によつて、僅かに十二月中旬から一月初旬頃までの經費の分配をうくる事になりましたが、公設託児所は年中欠食児に付ての方法を講じられてあります、私設に於ては中々困難なる事であります。給食の實際に關しては後日又のべさせて頂き度いと思ひますが兎に角一家の平均收入十數圓といふ家々の子供に接して居る私共は之れを社會の問題國家の問題として皆様に訴へ度いとおもひます。幼兒保育事業に當らるゝ同志に考へて頂き度いことであります、私共は給食は次第に公費補助をする様になるべきこと考へられます。

○保育所の増設

現在の保育所の數丈けでは貧乏子澤山の場所に於てまだ／＼不足であります。ましてや進んで一人残らず貧児を誘ひ入るゝ爲めに保育所はもつと／＼數多く設立されねばならないとおもひます。然しこゝにその有志家ありとしても其土地の貸錢の高いこと權利の高いこと、建設費に金のか

り、たま／＼知つても其器具の高いこと専門の指導を要する事など、無產階級の爲めには凡て不便だからであります。救護を受け乍ら、三度の食に欠乏しつゝ失業苦、病苦になやみ乍ら、前に後に子供を携し居る母は悲惨です。子供は危く見えます。こゝにも國家的見地より公共的に考究すべき事で、公費を以つて無產階級に利用せられる様にあり度いと願ひます。貧家に子供數減じ出産數の少くなる事に母の元氣を先づ快復し、貧窮におち行くを停止させ、病氣を少くし、而も大人も子供もその幸福は増進されるべきことを容易に想像し得る事であります。此くしていろいろの社會施設の上に好影響を及ぼすべきを信じます。

○産兒制限

保育所に出入する親、其街を歩く母たちの姿は實に產兒制限をのぞんで居ります。黙して居るのは知らないからで

ること、又一年間の経常費も相當に要する事などから實現は困難であります。これは都會も田舎も同じ問題であります。そこで寺院、教會、神社、其他有志家の土地家屋の提供等さけばるゝ所以で、此の十一月末開かられた全國保育事業大會に於て、保育所の増設擴張に前記の土地建物の使用を要求して居りますが此うして一方に保育所は普及され、産兒制限は行はれましたならば、やゝ改善の道が整つて來て私共の努力も効果的になり光明を見る希望も抱きうるかとおもひます。

○保育所令の要求

數年前新幼稚園令の發布は吾々保育所方面に大な影響をもたらせました。そして託児所の當面せる問題として、保育所令の制定の要求となり、今迄の保育所の數ヶ所は幼稚園と改稱したりしましたが、此度の保育事業大會に於ても此事について大方の時間をとりましたし、此後具體的な運動に入らうとして居ります、即ち幼稚園と託児所の二つの分野であつた、年齢と時間の點に於て新幼稚園令は年齢を

低下し得、時間を延長し得、といふ事に改制されたこと、一方保母の問題であります。新幼稚園令は保母の優遇を考慮し決定しました。保育所經營者は、心身共に幼稚園保母の幾倍かの勢力の消費をする保育所の保母を此まゝ捨てゝおかれぬ事を一層明瞭に痛感してまゐりました。同じ幼兒保育の上から學校卒業後或る時期を幼稚園に勤め、或る時期を保育所に働き、更に、後年何等かの理由にて再び幼稚園に行かるゝ場合、逆に、或る年數を保育所に過し更に、後年幼稚園に赴任さるゝ場合、又スツト保育所にて通す場合等、結婚前、又結婚後等の境遇の變化によつて以上種々の場合にかかる時に保育所にて經驗された事が、何の保證にもならぬといふ事は大局の上から不利な事であります。保育所より幼稚園に變更されし方々の今一つの理由は、保育所又は託児所といふ階級的な名稱は子供の上によろしからずとして、進んで幼稚園の名稱に變更し從來と其内容を異にせず、何等の差支もなしとされて居ります。そしてもしこゝに保育所令の發布を要求するならば満三歳より乳兒までのものたらしむべしと主唱されますが、一方あくまでも、

幼稚園と保育所は對立的なるものとして居る方面では學齡前より乳兒までを内容とする保育所令たるべしと、主張して居ります。此事は此後具體的な問題として論議されて行く事とおもはれます。但し例之幼稚園によつても月謝の免除や低額の點より社會事業として公費の補助を前提として居ります。

○幼稚園と保育所

小學校に於て從來ありましたところの特殊小學校の制度はなくなりましたが夫れは、義務教育だからであります。

とにかく幼稚園の對象とする一般の家庭は必ずしも朝早く夕はおそらくまで、又は獨り歩きも出來ない二三歳の子を強いて幼稚園に入れなくてよいので、然し其必要の家庭のあつた時運用し得る爲めに幼稚園令の新意味を味ふべきもので、託児所は全然反対にて、親は長時間働かねばならぬいのです近頃の託児所は追々と時間を短縮しつゝあるのは誤つて居ると考へます。そして其母は一月二月風呂に入らぬことは珍らしくない、五錢の風呂錢に困難な爲めです。

とにかく衛生とか教育とかに頭を使はない又使ふことの出来ない家々の子供で、其子供を通じて、其家庭の事にまで及ばねばならない程度の廣さ深さに如何に幼稚園は社會性をおびつゝありとしても、日本の現在に於ては二つ對立しあ進むべきものと思ふものであります。

和田實氏著

保育叢書
第四編

實驗保育學

本誌にいつも御執筆の和田實氏がこの度本書を出された。和田氏は古くからの熱心なる斯道研究家であられることは今更紹介の必要もないが、その氏が多年の蘊蓄を傾けられた本書を得たことは誠によろこばしい。殊に、斯の種著書の極く稀な今日、幼稚園實際家にとつては尊い著作である。是非御一讀をお奨めし度い。(フレーベル館發行)